

預金口座の譲渡・売買・貸借の禁止について

預金口座を「売買」、「譲渡」、「譲受」、「貸借」すること、
或いは、他人になりすまし預金口座を開設することは、法律
で禁止されています。

これらの事案が判明・発覚した場合、当組合では、預金規
定に基づき預金口座の利用停止や解約、並びにその後の口座
開設をお断りする等、厳格な対応を行う方針としております。

お客さまにおかれましては、口座の「売買」、「譲渡」、「譲
受」、「貸借」、「なりすましによる開設」は絶対になさらない
ようお願い致します。

【関連情報】



[全国銀行協会（外部サイト）](#)

[「口座を売った、それだけで。」（動画）](#)



石巻商工信用組合